

第13期 定時株主総会招集ご通知

 日時
平成29年6月29日（木曜日）午前10時

 場所
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
当社ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限
平成29年6月28日（水曜日）午後5時到着まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役 7名選任の件
- 第3号議案 監査役 4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役 1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

100年のHISTORY、200年のSTORY。



ANNIVERSARY

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
(証券コード 6674)

目 次

○第13期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
○事業報告	4
○計算書類	31
○監査報告	37
○株主総会参考書類	41

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載させていただきます。

証券コード 6674

平成29年6月7日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役社長 村 尾 修

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、次頁のご案内に従って、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第13期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役賞与支給の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。

◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席下さいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款第17条の定めに基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意下さい。

■ 書面による議決権行使の場合



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご返送下さい。

■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時入力分まで

議決権行使ウェブサイト<http://www.web54.net>にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さい。

なお、機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

議決権を重複行使された場合の取扱い

1. 書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご不明な点に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、夏場の天候不順の影響等により個人消費が低迷したものの、雇用環境の改善を受けて足元は緩やかに回復しました。また企業活動においても11月以降円安が進んだことによる輸出の持ち直しや株高を背景に景況感は改善しております。一方、エネルギー価格の上昇ペースが高まっており、力強さに欠ける状況となっております。

世界経済に目を転じますと、中国においては、固定資産投資と輸出が下げ止まり、景気の減速は一服しましたが、依然として雇用調整の動きの拡大により成長は伸び悩みました。米国では、労働環境の改善から個人消費を中心に景気は回復基調を維持しましたが、欧州においては、英国のEU離脱表明をめぐる不確実性の高まりや、それを受けた景気減速への懸念が根強く残っており、世界経済は依然として緩慢な状況の中で推移しました。

このような経済状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、3,596億5百万円と、前連結会計年度に比べて60億4百万円減少（△1.6%）いたしました。パナソニック(株)の国内鉛蓄電池事業を譲り受け、当第2四半期連結会計期間末から連結対象に組み込んだことにより、国内自動車電池事業の売上が増加したものの、主として為替の円高影響により海外セグメントの売上が減少いたしました。

当連結会計年度の利益は、上記のとおり為替の円高の影響があるものの、自動車用鉛電池の需要変化や原価低減等により、営業利益は231億6百万円（のれん等償却前営業利益は241億85百万円）と、前連結会計年度に比べて11億97百万円増加（5.5%）いたしました。経常利益は、海外持分法適用会社におけるのれんの償却等により持分法投資利益が減少しましたが、期末における円安に伴ない為替差損が減少したことで225億45百万円と、前連結会計年度に比べて11億28百万円増加（5.3%）いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社の事業清算による整理損や減損損失が減少したことにより、122億29百万円（のれん等償却前親会社株主に帰属する当期純利益は136億99百万円）と、前連結会計年度に比べて31億98百万円増加（35.4%）いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

【報告セグメント】

[国内自動車電池]

売上高は、新車および補修市場におけるアイドリングストップ車用電池の需要増加やパナソニック(株)の国内鉛蓄電池事業譲受による売上が増加したことなどにより、675億98百万円と、前連結会計年度に比べて166億12百万円増加（32.6%）いたしました。セグメント損益（のれん等償

却前)は、上記の需要変化や事業譲受の影響等により、56億76百万円と、前連結会計年度に比べて23億85百万円増加(72.5%)いたしました。

[国内産業電池および電源装置]

売上高は、小型無停電電源装置の需要が伸びたものの、太陽光発電用電源装置や照明機器の販売が減少したことにより、727億65百万円と、前連結会計年度に比べて20億39百万円減少(△2.7%)いたしました。これに対し、セグメント損益は、販管費の抑制や原価低減等により、87億1百万円と、前連結会計年度に比べて6億40百万円増加(7.9%)いたしました。

[海外]

売上高は、中国や東南アジアにおいて自動車用鉛電池の販売が増加したものの、為替の円換算評価の影響が大きく、1,706億13百万円と、前連結会計年度に比べて207億88百万円減少(△10.9%)いたしました。セグメント損益は、主として売上高と同じく為替の円換算評価の影響により、104億60百万円と、前連結会計年度に比べて8億98百万円減少(△7.9%)いたしました。

[車載用リチウムイオン電池]

売上高は、プラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が伸び悩んだものの、ハイブリッド車用リチウムイオン電池が増加したことなどにより、393億5百万円と、前連結会計年度に比べて9億92百万円増加(2.6%)いたしました。セグメント損益は増収効果およびコスト削減により、前連結会計年度に比べて6億11百万円改善し、前連結会計年度の赤字から45百万円の黒字に転じました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は3,502億82百万円、セグメント損益(のれん等償却前)は248億84百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、特殊用途を中心とした諸電池の一時的な販売の減少により、93億23百万円と、前連結会計年度に比べて7億81百万円減少(△7.7%)いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は、6億99百万円の損失と、前連結会計年度に比べて4億63百万円減少(△197.4%)いたしました。

[事業別売上高およびセグメント利益]

区 分		売 上 高		セグメント利益 または損失(△)
		金 額	構 成 比	
報告セグメント	国内自動車電池	67,598百万円	— %	5,676百万円
	国内産業電池および電源装置	72,765	—	8,701
	海 外	170,613	—	10,460
	車載用リチウムイオン電池	39,305	—	45
	小 計	350,282	97.4	24,884
そ の 他 事 業		9,323	2.6	△ 699
合 計		359,605	100.0	24,185

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、のれん等償却前営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、売上債権回収促進等に努めましたが、新規連結子会社の株式取得等があり、前連結会計年度末に比べて6億49百万円増加し、742億57百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において完成した主要設備

(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー 生産活動を行なうための機械装置の新設等

(4) 重要な企業再編等

当社の連結子会社である(株)GSユアサは、平成28年4月15日付でパナソニック(株)との間で締結した鉛蓄電池事業の譲受に関する株式譲渡契約に基づき、パナソニック ストレージバッテリー(株)の発行済株式の85.1%を取得し、同社を連結子会社化するとともに、平成28年10月1日付で同社の商号を(株)GSユアサ エナジーに変更いたしました。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成25年度 第10期	平成26年度 第11期	平成27年度 第12期	平成28年度 第13期(当期)
売上高(百万円)	347,995	369,760	365,610	359,605
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	9,982	10,043	9,030	12,229
1株当たり当期純利益(円)	24.18	24.33	21.88	29.63
総資産(百万円)	340,462	359,522	346,523	370,508
純資産(百万円)	154,702	182,187	177,790	188,155

(6) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境としては、英国のEU離脱表明、米国のトランプ政権発足による保護主義傾向や、各地でのテロの頻発など、世界情勢の先行きが不透明であり、これにより当社の事業運営においても経済的あるいは安全上のリスクが高まっております。一方、世間の技術動向に目を向けると、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）の使用が自動車、各種産業分野を含め様々な分野で広がりを見せるなど、社会が急激に変化しており、当社の事業においても製品の用途やニーズ面について影響が現われつつあります。

このような中、平成29年度は当社グループにとって第四次中期経営計画の2年目の年であり、計画達成に繋げていくうえで重要な年となります。また、当社の前身である日本電池(株)が本年、(株)ユアサコーポレーションが来年、それぞれ設立100周年を迎える節目の年でもあります。当社は、これまで培った事業基盤を活かし、お客様が望む価値と品質の提供を続けてまいります。

事業別では、自動車電池事業においては海外事業を担う部門との一体化を行ない、国内外の隔てなく、製品を軸としてグローバルな対応を推進し、これまで以上に世界各地のニーズに沿った商品やサービスを迅速に提供できるよう、取り組んでまいります。また、国内外の最適生産体制整備とコスト低減を推進し、競争がますます激化する自動車電池市場へ立ち向かう力を強化してまいります。製品分野で見ると、アイドリングストップ車やハイブリッド車など環境対応車向け電池への世界的ニーズが高まってきていることから、当社の強みである技術力を背景に、様々な高付加価値製品を市場に展開してまいります。引き続き成長が見込まれる海外市場においては、アジアや新興国におけるニーズの増加および多様化に対し、生産体制の強化あるいは新製品の投入による対応を続けてまいります。

産業電池電源事業においては、国内既存分野であるバックアップ用電源システムなどについては市場規模の拡大が難しい環境にあることから、コスト構造の見直しや組織の最適化等による収益性の改善を進めてまいります。一方で、世界的な通信市場を含む各種インフラ向け産業用リチ

ウムイオン電池や、再生可能エネルギー関連設備および機器については、ニーズの高まりがあることから、最適な生産と販売の体制整備を図ってまいります。

リチウムイオン電池事業においては、車載向けニーズの高まりへの対応に加え、各種産業用途のニーズ獲得に向け積極的に提案活動を行なってまいります。また、有人潜水調査船や宇宙分野を含む次世代の製品については市場で採用実績を積み重ねてきておりますが、当社の成長分野として更に育成するべく、基礎技術の研究開発に対しても力を注いでまいります。

当社といたしましては、企業理念に掲げる「革新と成長」のもと、品質重視を事業活動の原点とし、お客様に安心と信頼を提供することを軸に、品質に裏打ちされた競争力のある製品をグローバルに展開することで、これらの重要課題を達成し、今後の更なる成長に向けて全力を傾注してまいります。株主の皆様方のご指導とご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業内容	主要製品
国内自動車電池	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
国内産業電池および電源装置	据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、産業用リチウムイオン電池、整流器、汎用電源、電池関連機器、各種照明機器、紫外線応用機器、その他各種電源装置
海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、据置用・電動車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、その他各種用途電池
リチウムイオン電池	車載用リチウムイオン電池
その他	大型リチウムイオン電池、特殊電池、その他各種用途電池

(8) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

当 社	営 業 所	京都本社（京都市南区）、東京支社（東京都港区）
(株)GSユアサ	営 業 所	本社（京都市南区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、東京支社（東京都港区）、中部支社（名古屋市中区）、関西支社（大阪市北区）、中国支社（広島市中区）、九州支社（福岡市中央区）
	工 場	京都（京都市南区）、長田野（京都府福知山市）、小田原（神奈川県小田原市）、群馬（群馬県伊勢崎市）
(株)ジーエス・ユアサ パ ッ テ リ ー	営 業 所	本社（東京都墨田区）、北海道支店（札幌市白石区）、東北支店（仙台市宮城野区）、首都圏支店（東京都墨田区）、関東支店（東京都墨田区）、中部支店（名古屋市千種区）、関西支店（兵庫県尼崎市）、中国支店（広島市西区）、九州支店（福岡市博多区）
(株)GSユアサ エ ナ ジ ー	営 業 所	本社（静岡県湖西市）
	工 場	浜名湖（静岡県湖西市）
(株)ジーエス・ユアサ テ ク ノ ロ ジ ー	営 業 所	本社（京都府福知山市）、東京（東京都港区）、京都（京都市南区）
	工 場	長田野（京都府福知山市）、京都（京都市南区）、草津（滋賀県草津市）
(株)リチウムエナジー ジ ャ パ ン	営 業 所	本社（滋賀県栗東市）
	工 場	栗東（滋賀県栗東市）
(株)ブルーエナジー	営 業 所	本社（京都府福知山市）
	工 場	長田野（京都府福知山市）
台湾杰士電池工業股份有限公司	本 社	（台湾）
天津杰士電池有限公司	本 社	（中国）
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	本 社	（中国）
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	本 社	（英国）
Yuasa Battery, Inc.	本 社	（米国）
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	本 社	（豪州）
PT. Yuasa Battery Indonesia	本 社	（インドネシア）
Siam GS Battery Co., Ltd.	本 社	（タイ）
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	本 社	（ベトナム）

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- (注) 1. (株)ジーエス・ユアサ バッテリーは、平成28年4月1日の組織体制変更に伴ない、支社を支店に改称いたしました。同社は、同日付で首都圏支店を東京都墨田区亀沢四丁目17番12号に設置し、中四国支社を中国支店に変更いたしました。また、同社は、平成28年7月11日付で関西支店を大阪市淀川区から兵庫県尼崎市潮江一丁目3番30号に、平成29年4月1日付で関東支店を東京都墨田区から埼玉県さいたま市北区大成町四丁目33番地にそれぞれ移転いたしました。
2. Yuasa Battery Europe Ltd.は、平成29年1月1日付で商号をGS Yuasa Battery Europe Ltd.に変更いたしました。
3. (株)ジーエス・ユアサ テクノロジーは、平成29年3月から滋賀県草津市において生産を開始いたしました。

② 企業集団の使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
14,710名	295名増

(9) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) G S ユ ア サ	10,000百万円	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器、特機の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ バッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
(株) G S ユ ア サ エ ナ ジ ー	3,850百万円	(85.1)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス	301百万円	(100.0)%	出納事務請負、経理、決算事務請負、金融
(株)リチウム エナジー ジャパン	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株) ブ ル ー エ ナ ジ ー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ フィールドディングス	54百万円	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824千NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津 杰 士 電 池 有 限 公 司	413,875千元	(80.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池 (順徳) 有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	47,500千STG £	(100.0)%	蓄電池の製造、販売

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Yuasa Battery, Inc.	6,500US\$	(100.0) %	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	15,600千A\$	(50.0) %	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	3,154百万RP	(50.0) %	蓄電池の製造、販売
Siam GS Battery Co., Ltd.	71,400千THB	(60.0) %	蓄電池の製造、販売
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	113,592百万VND	(77.5) %	蓄電池の製造、販売

- (注) 1. () 内の数値は間接所有を示します。
2. 当社の連結子会社および持分法適用関連会社は、上記の各社を含めそれぞれ55社および24社であります。
3. Yuasa Battery Europe Ltd.は、平成28年12月15日付で資本金を27,500千STG £ から47,500千STG £ に増加いたしました。また、同社は、平成29年1月1日付で商号をGS Yuasa Battery Europe Ltd.に変更いたしました。

② 特定完全子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)GSユアサ	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	79,722百万円	174,882百万円

(10) 主要な借入先および借入額 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱東京UFJ銀行	4,734 百万円
(株)三井住友銀行	4,734
三菱UFJ信託銀行(株)	2,600
三井住友信託銀行(株)	2,600
(株)京都銀行	2,600

2. 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 412,739,437株(自己株式 835,277株を除く。)
 (3) 株主数 37,505名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	32,415千株	7.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	26,444	6.41
明治安田生命保険(相)	14,000	3.39
トヨタ自動車(株)	11,180	2.71
(株)三菱東京UFJ銀行	9,327	2.26
日本生命保険(相)	8,945	2.17
(株)京都銀行	7,740	1.88
三井住友信託銀行(株)	7,354	1.78
(株)三井住友銀行	7,108	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	7,077	1.71

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(412,739,437株)を基準に算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

平成26年2月25日開催の当社取締役会決議により発行した「2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権

(1) 転換社債型新株予約権付社債の概要

社債の総額	250億円
各社債の金額	10百万円
社債の発行日	平成26年3月13日（ロンドン時間）
償還の期限および方法	平成31年3月13日（ロンドン時間）に社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 新株予約権の概要

社債に付された新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の目的である株式の種類は普通株式（単元株式数1,000株）とし、その数は行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	851円（一定の事由が生じた場合に調整される。）
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年3月27日から平成31年2月27日（ロンドン時間）まで
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできない。

(注) 当事業年度に行使された新株予約権はございません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

氏名	当社における地位および担当	重要な兼職の状況
依田 誠	取締役会長	(株)GSユアサ取締役会長
村尾 修	※取締役社長、最高経営責任者(CEO)、品質担当	(株)GSユアサ取締役社長
西田 啓	※専務取締役、リチウムイオン電池事業・調達担当	(株)GSユアサ専務取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役
辰巳 伸治	※専務取締役、産業電池電源事業担当	(株)GSユアサ専務取締役
中川 敏幸	常務取締役、経営戦略・広報・IR・理財・情報システム・CSR担当、コーポレート室長	(株)GSユアサ常務取締役 (株)ジーエス・ユアサアカウンティングサービス取締役社長 (株)ブルーエナジー取締役
坊本 亨	常務取締役、海外事業担当	(株)GSユアサ常務取締役
倉垣 雅英	取締役、内部統制・人事・総務・リスク管理担当	(株)GSユアサ取締役 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役
沢田 勝	取締役、産業電池電源事業副担当	(株)GSユアサ取締役
奥山 良一	取締役、リチウムイオン電池事業副担当	(株)GSユアサ取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役社長
村上 真之	取締役、自動車電池事業・環境担当	(株)GSユアサ取締役
吉田 浩明	取締役、研究開発・知財担当	(株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役
大西 寛文	取締役	公認会計士 大阪府監査委員 NCS&A(株)社外監査役
落合 伸二	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサアカウンティングサービス監査役
大原 克哉	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役 (株)ブルーエナジー監査役
小川 清	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役 (株)GSユアサ エナジー監査役 (株)リチウムエナジー ジャパン監査役
阿部 清司	監査役	弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
2. 平成28年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 前野秀行氏が辞任により退任いたしました。
3. 平成28年6月29日開催の定時株主総会および取締役会において、依田 誠氏が取締役会長に、村尾 修氏が取締役社長に、西田 啓および辰巳伸治の両氏が専務取締役に、中川敏幸および坊本 亨の両氏が常務取締役に、倉垣雅英、沢田 勝、奥山良一、村上真之、吉田浩明、大西寛文の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
4. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において、新たに、大原克哉氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役 大西寛文氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 落合伸二、監査役 大原克哉、監査役 阿部清司の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役 落合伸二氏は、金融機関における銀行業務および持株会社における企業集団経営の経験から、監査役 大原克哉氏は、金融機関における銀行業務および総合的なコンサルティング業における業務の経験から、また、監査役 阿部清司氏は弁護士の業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 大西寛文氏および監査役 阿部清司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当事業年度において、次のとおり取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
中川 敏 幸	経営戦略・広報・理財・情報システム担当から経営戦略・広報・IR・理財・情報システム・CSR担当に変更	平成28年9月1日
坊本 亨	(株)GSユアサ常務取締役に就任	平成28年6月28日
	台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長を退任	平成28年11月15日
大西 寛 文	NC S & A(株)社外監査役に就任	平成28年6月21日
大原 克 哉	(株)ブルーエナジー監査役に就任	平成28年6月21日
	(株)GSユアサ監査役に就任	平成28年6月28日
	(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役に就任	平成28年6月28日
小川 清	(株)GSユアサ エナジー監査役に就任	平成28年10月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	12 名 (1)	170 百万円 (9)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5 (3)	46 (30)
合 計 (うち、社外役員)	17 (4)	217 (40)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上した下記の金額も含まれております。
- 取締役 20百万円（うち、社外取締役 1名 1百万円）
4. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役11名に対して総額280百万円、監査役4名に対して総額36百万円（うち、社外監査役 2名 21百万円）が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会および監査役会への出席状況

氏 名	取 締 役 会	監 査 役 会
	出席回数／開催回数	出席回数／開催回数
取締役 大西寛文	20／20 回	— 回
監査役 落合伸二	20／20	15／15
監査役 大原克哉	13／13	10／10
監査役 阿部清司	20／20	15／15

(注) 監査役 大原克哉氏は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は10回です。

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

取締役 大西寛文氏は公認会計士としての専門的な見地および社外監査役としての監査業務の経験に基づいて、監査役 落合伸二氏は、主に金融機関における経験に基づいて、監査役 大原克哉氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 阿部清司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見、提言を行なっております。

ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (i) 取締役 大西寛文氏は、大阪府の監査委員、NCS & A(株)の社外監査役を兼職しております。なお、当社と大阪府および当該法人との間には特別な関係はございません。
- (ii) 監査役 落合伸二氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
- (iii) 監査役 大原克哉氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー、(株)ブルーエナジーの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
- (iv) 監査役 阿部清司氏は、弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士であります。なお、当社と当該法人の間には重要な取引関係等はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役（ただし、常勤である者を除く。）の間では、当社定款の規定および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	141

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。また、上記の会計監査人の報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行ない、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配員計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ① 取締役および使用人が法令および定款を遵守するために行動規範を基に定めたコンプライアンスのためのマニュアルを当社グループの全社員に周知する。
 - ② 当社グループのコンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンスの徹底を図る。なお、当社グループとは、当社ならびに「会社法」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めに基づく当社の子会社、関連会社をいう（以下、同じ）。
 - ③ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
 - ④ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
 - ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① コンプライアンス・マニュアルを当社グループの役員および従業員に配布し、適宜教育を実施しております。平成28年度においては、コンプライアンス・マニュアルの内容をテーマとした社内ニュースを年間を通じて発信し、当該マニュアルの更なる周知を図りました。
- ② コンプライアンス推進規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、グループリスク管理委員会を通してコンプライアンスの徹底を図っております。
- ③ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行っており、特に重要なテーマについては教育の強化を図っております。
- ④ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。
- ⑤ 企業倫理規準および企業倫理行動ガイドラインに基づき体制を整備しており、平成28年度においては上記①の社内ニュースの中で周知を図りました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

【運用状況の概要】

検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行なっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。平成28年度においては、特に重要なリスクの管理方法等の見直しを行ない、リスク管理体制の強化を図りました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、経営会議規則、稟議規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行なっております。

また、当社グループの経営に関する重要な事項については、必要に応じて経営会議における予備的な審議を経たうえで当社取締役会に付議することとし、効率化を図っております。

さらに当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行なっております。

- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に見覧できる体制を整えております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、当社グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

イ. 関係会社管理規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則に基づき当社グループ各社について主管会社を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管会社を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を稟議規則に照らし、経営、財務等の観点から確認を行なったうえで決裁する体制を整備しております。

ロ. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会や経営会議のほか、当社グループの各種会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を確認しております。

- ② グループリスク管理委員会において当社グループのリスク管理体制を確認し、必要な施策を講じております。
- ③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。
- ④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

【運用状況の概要】

平成28年12月1日付で新たな部門として監査役室を設置し、監査役補助機能の強化を図りました。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

【運用状況の概要】

監査役補助使用人の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助業務について、監査役が監査役職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

【運用状況の概要】

監査役補助使用人は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) 監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。

- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

【運用状況の概要】

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
 - ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行なっております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
 - ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止の旨を規定しております。
 - ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。
- (10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役職務を執行するうえで必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

【運用状況の概要】

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

- (11) **その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、大規模な買付けに際して当社および買付け者等が守るべき一定のルールを定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また当社は、リチウムイオン電池事業において先行開発を進め事業を展開しております。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を行なっております。産業用途では宇宙、航空、鉄道等の様々な分野で新規開拓に取り組み、着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴うオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社経営陣は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に、(イ)．リチウムイオン電池事業においては次世代リチウムイオン電池の開発と既存リチウムイオン電池のグローバルマーケットへの展開による事業規模の拡大、(ロ)．国内産業電池電源事業

における新エネルギー分野においては太陽光発電用パワーコンディショナの製品ラインナップの拡充と産業用リチウムイオン電池のさらなる用途拡大による事業基盤強化、(ハ)．海外事業においてはASEAN地域におけるさらなる事業拡大と収益拡大、また成長余力のある新興国市場や未参入市場における事業育成の推進による、グローバル市場でのポジション・アップ、(ニ)．国内自動車電池事業においてはアイドリングストップ車用鉛蓄電池等の高付加価値商品投入や新製品市場の開拓による事業規模拡大と収益力強化に、重点的に取り組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2015年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行ルールを一部改定した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本ルール」といいます。）を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入することを決議し、2015年6月26日開催の定時株主総会において、本ルールを導入することの承認を得ました。

本ルールは、当社株式に対する大規模な買付け等について、買付け等の内容およびそれに対する当社の考え方や代替案（もしあれば）を適時かつ公正に株主の皆様に対し開示し、また買付け条件等を巡る買付け者等との協議・交渉が可能となるよう、必要な手続を定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合に当該買付け等を阻止するために当社が発動する対抗措置の内容を定めるものです。

本ルールにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排して手続の公正性を確保し、当社の企業価値、株主共同の利益に関する実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。同委員会は、企業価値評価委員会規則に基づき、当社経営陣から独立した(イ)．当社社外取締役、(ロ)．当社社外監査役、または(ハ)．社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）のいずれかに該当する者のみから構成されます。なお、同委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができ、これにより、同委員会による判断の公正性と客観性がより強く担保されることとなります。

企業価値評価委員会は、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付け者等および当社取締役会から取得した情報の比較検討、買付け者等との協議・交渉を行ない、当社取締役会に対して対抗措置の発動または不発動の勧告を行ないます。なお、対抗措置の発動の要件については、当該買付け等が i) 本ルールに定められた手続に従わないものである場合または ii) 当社の企業価値、株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合等のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当であることと定めております。

当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行ないます。ただし、企業価値評価委員会が対抗措置の発動に関し予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合または当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動についての決定を行なうものとしします。

本ルールにおける手続の過程の透明性を確保するため、当社取締役会および企業価値評価委員会は、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行ないます。

なお、対抗措置は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てるものです。仮に、本ルールに従って対抗措置が発動され本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買付け者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本ルールの有効期間は2017年6月開催予定の第13期定時株主総会の終結の時までとされておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されることとなります。当社取締役会は、本ルールが廃止された場合には、速やかにその旨の情報開示を行ないます。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 上記(2)①に記載した「会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み」について

本取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ② 上記(2)②に記載した「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」について

本ルールは、当社株式等に対する買付け等が開始されるよりも前に、当該買付け等に応じべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿う、必要性の高い取り組みであると考えております。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えており、その内容の公正性および合理性は強く担保されているものと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii) 事前開示・株主意思の原則、(iii) 必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本ルールの策定にあたっては、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

ロ. 透明性と公正性を確保するための仕組みがあること

本ルールにおいては、その透明性と公正性を確保するため、以下の仕組みを設けております。

(i) 独立した企業価値評価委員会の設置

本ルールにおいては、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会が設置されます。

企業価値評価委員会は、買付け者等からの情報と当社取締役会からの情報および代替案等の比較検討を行ない、さらには対抗措置の発動の是非を検討し当社取締役会に対し勧告を行ないます。同委員会は検討に際して、当社の費用で第三者専門家の意見を取得することができ、これにより判断の公正性・客観性がより強く担保されることとなります。

また、株主の皆様への情報開示を企業価値評価委員会が主体となって行ない、手続の透明性を確保することもできる仕組みとなっております。

(ii) 株主の皆様の意思の反映

本ルールは、株主の皆様の意思を反映させるため、定時株主総会において承認可決されることを条件として継続的に導入いたします。

また、対抗措置の発動の是非についても、一定の場合には、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。

加えて、本ルールには、有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本ルールの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(iii) 株主の皆様への情報開示

当社取締役会および企業価値評価委員会は、本ルールにおける手続の過程について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行ない、その透明性を確保することとしております。

八. 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

二. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を一年としているため、本ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

本ルールの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は平成29年5月9日開催の取締役会において、本ルールを継続しないことを決定いたしました。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(370,508)	(負 債 の 部)	(182,353)
流 動 資 産	173,159	流 動 負 債	109,820
現金 および 預金	24,994	支払手形および買掛金	35,774
受取手形および売掛金	71,941	電子記録債務	8,480
商品 および 製品	34,445	短期借入金	27,534
仕 掛 品	15,534	未 払 金	14,858
原材料および貯蔵品	12,859	未 払 法 人 税 等	3,616
繰延税金資産	3,175	役員賞与引当金	120
そ の 他	10,715	設備関係支払手形	2,317
貸倒引当金	△ 507	そ の 他	17,119
固 定 資 産	197,313	固 定 負 債	72,532
有 形 固 定 資 産	124,278	転換社債型新株予約権付社債	25,000
建物および構築物	51,122	長期借入金	21,723
機械装置および運搬具	33,895	退職給付に係る負債	5,913
土 地	24,250	役員退職慰労引当金	66
建設仮勘定	9,418	リ ー ス 債 務	1,163
リ ー ス 資 産	954	繰延税金負債	11,190
そ の 他	4,636	再評価に係る繰延税金負債	1,042
無 形 固 定 資 産	14,332	そ の 他	6,432
の れ ん	5,599	(純 資 産 の 部)	(188,155)
リ ー ス 資 産	679	株 主 資 本	147,456
そ の 他	8,053	資 本 金	33,021
投 資 そ の 他 の 資 産	58,702	資 本 剰 余 金	55,292
投資有価証券	47,711	利 益 剰 余 金	59,501
退職給付に係る資産	6,714	自 己 株 式	△ 358
繰延税金資産	1,317	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,266
そ の 他	3,364	その他有価証券評価差額金	10,769
貸倒引当金	△ 406	土地再評価差額金	2,397
繰 延 資 産	36	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,330
社債発行費	36	退職給付に係る調整累計額	△ 1,231
資 産 合 計	370,508	非 支 配 株 主 持 分	26,432
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	370,508

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		359,605
売上原価		270,992
売上総利益		88,613
販売費および一般管理費		65,506
営業利益		23,106
営業外収益		
受取利息および配当金	688	
持分法による投資利益	370	
受取補償金	251	
その他	589	1,901
営業外費用		
支払利息	931	
為替差損	919	
その他	611	2,463
経常利益		22,545
特別利益		
固定資産売却益	98	
投資有価証券売却益	18	
受取保険金	121	
その他	100	338
特別損失		
固定資産除却損	604	
固定資産売却損	12	
減損損失	391	
厚生年金基金解散損失	159	
その他	191	1,359
税金等調整前当期純利益		21,523
法人税、住民税および事業税	6,202	
法人税等調整額	349	6,551
当期純利益		14,971
非支配株主に帰属する当期純利益		2,742
親会社株主に帰属する当期純利益		12,229

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日残高	33,021	55,292	51,399	△ 350	139,363
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,127		△ 4,127
親会社株主に帰属する当期純利益			12,229		12,229
自己株式の取得				△ 8	△ 8
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,101	△ 8	8,093
平成29年3月31日残高	33,021	55,292	59,501	△ 358	147,456

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非 支 配 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 額	為 替 換 算 差 異 累 計 額	退 職 給 付 金 負 担 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
平成28年4月1日残高	8,491	△ 9	2,397	6,942	△ 3,461	14,360	24,066	177,790	
当連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						-		△ 4,127	
親会社株主に帰属する当期純利益						-		12,229	
自己株式の取得						-		△ 8	
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	2,278	9	-	△ 4,612	2,230	△ 94	2,366	2,272	
当連結会計年度中の変動額合計	2,278	9	-	△ 4,612	2,230	△ 94	2,366	10,365	
平成29年3月31日残高	10,769	-	2,397	2,330	△ 1,231	14,266	26,432	188,155	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(174,882)	(負 債 の 部)	(51,734)
流 動 資 産	94,658	流 動 負 債	13,278
現金および預金	6,266	短期借入金	2,355
売掛金	346	1年以内返済予定の長期借入金	10,584
未収入金	263	未払金	96
関係会社短期貸付金	87,709	未払費用	40
繰延税金資産	20	未払法人税等	145
その他	51	役員賞与引当金	20
固 定 資 産	80,188	その他	37
無形固定資産	0	固 定 負 債	38,455
ソフトウェア	0	転換社債型新株予約権付社債	25,000
投資その他の資産	80,188	長期借入金	13,292
投資有価証券	337	長期未払金	113
関係会社株式	79,722	その他	50
その他	128	(純 資 産 の 部)	(123,148)
繰延資産	36	株 主 資 本	123,101
社債発行費	36	資 本 金	33,021
資 産 合 計	174,882	資 本 剰 余 金	79,336
		資 本 準 備 金	79,336
		利 益 剰 余 金	11,102
		その他利益剰余金	11,102
		繰越利益剰余金	11,102
		自 己 株 式	△ 358
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	46
		その他有価証券評価差額金	46
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	174,882

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,190
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		1,015
営 業 利 益		4,175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,789	
そ の 他	20	1,810
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	155	
そ の 他	133	288
経 常 利 益		5,696
税 引 前 当 期 純 利 益		5,696
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	647	
法 人 税 等 調 整 額	△33	614
当 期 純 利 益		5,082

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	33,021	79,336	10,147	△ 350	122,155
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,127		△ 4,127
当期純利益			5,082		5,082
自己株式の取得				△ 8	△ 8
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					-
当事業年度中の変動額合計	-	-	955	△ 8	946
平成29年3月31日残高	33,021	79,336	11,102	△ 358	123,101

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
平成28年4月1日残高	28	122,183
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△ 4,127
当期純利益		5,082
自己株式の取得		△ 8
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	18	18
当事業年度中の変動額合計	18	965
平成29年3月31日残高	46	123,148

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 落 合 伸 二 ㊟

監査役(常勤) 大 原 克 哉 ㊟

監査役(常勤) 小 川 清 ㊟

監 査 役 阿 部 清 司 ㊟

(注) 監査役 落合伸二、大原克哉、阿部清司の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

第13期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として当社普通株式1株につき3円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、2,889,176,059円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。

取締役会における経営戦略的意思決定機能および監督機能のさらなる強化を図るため、社内取締役を6名減員のうえ社外取締役を1名増員することとし、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> むら お おさむ 村尾 修 (昭和35年1月15日生)	<p>昭和57年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 平成23年6月 (株)GSユアサ理事 平成24年6月 当社取締役、品質担当(現任)、技術副担当 (株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役 平成26年6月 当社産業電池電源事業副担当 平成27年6月 当社取締役社長(現任)、最高経営責任者(CEO)(現任) (株)GSユアサ取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 村尾 修氏は、製造および生産技術部門における業務経験に加え、品質担当として、当社グループの事業に関する幅広い識見を有しております。また、平成27年6月に当社取締役社長就任後、CEOとして当社グループを統括しており、当社グループの中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に向けてリーダーシップを発揮するなど当社グループの経営を牽引してまいりました。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	22,620株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> にしだ けい 西田 啓 (昭和29年7月8日生)	<p>昭和52年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役、調達担当(現任)、鉛電池リサイクル担当 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役(現任) 平成22年4月 (株)G S ユアサ取締役 平成22年6月 当社リチウムイオン電池事業担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役 (株)G S ユアサ常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役(現任) (株)G S ユアサ専務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ専務取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 西田 啓氏は、産業電池電源事業やリチウムイオン電池事業、管理部門における業務経験に加え、当社のリチウムイオン電池事業、調達担当として当社グループの事業に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	17,291株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なか がわ とし ゆき 中川 敏幸 (昭和32年4月12日生)</p>	<p>昭和56年4月 日本電池(株)(現 株)GSユアサ入社 平成21年4月 株)ブルーエナジー取締役(現任) 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役、経営戦略・広報担当(現任) 当社コーポレート室長(現任) 株)GSユアサ取締役 平成24年6月 当社理財・情報システム担当(現任) 株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長(現任) 平成26年6月 当社常務取締役(現任) 株)GSユアサ常務取締役(現任) 平成28年9月 当社IR・CSR担当(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株)GSユアサ常務取締役 株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長 株)ブルーエナジー取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 中川敏幸氏は、人事、経理、財務などの管理部門における業務経験に加え、当社の理財、経営戦略、広報、IR、情報システム、CSR担当としてグループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	25,199株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p>再任</p> <p>ぼうもと とおる 坊本 亨 (昭和27年10月31日生)</p>	<p>昭和50年4月 湯浅電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 平成19年6月 (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現(株)GSユアサ)執行役員 平成24年6月 当社取締役、海外事業副担当 (株)GSユアサ取締役 平成27年6月 当社海外事業担当(現任) 平成28年6月 当社常務取締役(現任) (株)GSユアサ常務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ常務取締役</p>	33,825株
		<p>【取締役候補者とした理由】 坊本 亨氏は、管理部門および海外事業における業務経験に加え、当社の海外事業担当としてグローバルな事業経営と管理、運営業務に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
5	<p>再任</p> <p>くら がき まさ ひで 倉垣 雅英 (昭和30年3月28日生)</p>	<p>昭和54年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 平成19年6月 (株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート (現(株)GSユアサ) 取締役社長 平成21年6月 当社取締役(現任)、内部統制・人事・総務・リスク管理担当(現任) (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現(株)GSユアサ) 取締役(現任) 平成27年6月 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役</p>	103,173株
		<p>【取締役候補者とした理由】 倉垣雅英氏は、資材調達、人事、総務などの管理部門における業務経験に加え、当社の内部統制、人事、総務、リスク管理担当としてグループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </div> <p>おおにしひろふみ 大西寛文 (昭和21年1月1日生)</p>	<p>昭和46年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人 トーマツ)入所</p> <p>昭和50年3月 公認会計士登録</p> <p>平成5年5月 監査法人 トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)代表社員(現 パートナー)</p> <p>平成13年6月 日本公認会計士協会近畿会会長</p> <p>平成13年7月 同協会本部副会長</p> <p>平成16年7月 同協会本部監事</p> <p>平成18年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授</p> <p>平成23年6月 積水化学工業(株)社外監査役</p> <p>平成26年10月 大阪府監査委員(現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年6月 NCS & A(株)社外監査役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>公認会計士 大阪府監査委員 NCS & A(株)社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>大西寛文氏は、公認会計士としての監査法人における監査業務の経験、また、当社を含め上場会社の社外役員としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>	2,297株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>新任</p> <p>社外独立</p> <p>おおたにいくお 大谷郁夫 (昭和28年11月20日生)</p>	<p>昭和51年3月 (株)ワコール(現(株)ワコールホールディングス)入社</p> <p>平成16年6月 同社執行役員経営管理部長</p> <p>平成18年6月 (株)ワコール取締役執行役員経営管理担当</p> <p>平成20年4月 同社取締役執行役員総合企画室長</p> <p>平成22年4月 同社取締役執行役員経理担当 (株)ワコールホールディングス経営企画部長</p> <p>平成22年6月 同社取締役 同社グループ管理統括兼経営企画部長</p> <p>平成23年6月 同社常務取締役</p> <p>平成24年6月 同社専務取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 大谷郁夫氏は、持株会社における経営企画、グループ管理の経験および同社取締役としての経験から、グループ経営全般に関する幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能のさらなる強化が図れるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 大西寛文氏および大谷郁夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大西寛文氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、大西寛文氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者 大谷郁夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 取締役候補者 大西寛文氏が社外監査役を務めていた積水化学工業(株)の子会社である日本ノーディックテクノロジー(株)において不適切な会計処理が行なわれておりました。同氏は内部調査の報告に接するまで事実を把握していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言しておりました。また、発覚後は特別調査委員会の組成、調査結果の確認と処置に対して必要な関与を行ない、再発防止策について協議を行なうなどその職責を果たしております。

7. 当社は、大西寛文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人 トーマツの出身者ですが、当該監査法人は当社から独立した立場で会計監査を行っており、また同氏が当該監査法人を退職してから6年以上経過しております。そのため、経営執行者からの制約を受けることなく、会社業務の執行の適法性および妥当性について株主の立場から客観的かつ中立的に判断することができると考えております。
8. 取締役候補者 大谷郁夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> おち あい しん じ 落 合 伸 二 (昭和31年1月1日生)	昭和53年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入行 平成18年7月 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))執行役員業務管理部長 平成19年4月 同行執行役員リスク統括部長 平成20年3月 同行執行役員内部監査部長兼中央三井トラスト・ホールディングス(株)(現 三井住友トラスト・ホールディングス(株))内部監査部長 平成22年6月 中央三井トラスト・ホールディングス(株)(現 三井住友トラスト・ホールディングス(株))常務取締役内部監査部長 平成23年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役常務執行役員 平成25年4月 同社取締役 平成25年6月 当社監査役(常勤)(現任) (株)GSユアサ監査役(現任) (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役(現任) [重要な兼職の状況] (株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役	4,461株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>落合伸二氏は、金融機関における内部監査業務、持株会社における企業集団経営の経験から、経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、客観的かつ中立的な立場から監査を行なうとともに、取締役会その他重要な会議へ出席し、意見および提言を行なうなどその職務を適切に果たしていただいております。当社における監査機能の充実を図るために適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 </div> <p>おおはらかつや 大原克哉 (昭和33年6月21日生)</p>	<p>昭和56年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行ミラノ支店長 平成20年5月 オランダ三菱東京UFJ銀行頭取 平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)常務執行役員 同社国際事業本部副本部長 同社国際ビジネスコンサルティング室長 平成25年6月 同社コンサルティング・国際事業本部国際本部長 平成28年6月 当社監査役(常勤)(現任) (株)GSユアサ監査役(現任) (株)ジーエス・ユアサテクノロジー監査役(現任) (株)ブルーエナジー監査役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサテクノロジー監査役 (株)ブルーエナジー監査役</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 大原克哉氏は、金融機関における銀行業務の経験および総合的なコンサルティング業における業務の経験から財務および会計ならびに会社経営に関する幅広い識見を有しており、とりわけ海外において豊富な業務経験を有しております。これらの経験および識見に基づき、客観的かつ中立的な立場から監査を行なうとともに、取締役会その他重要な会議へ出席し、意見および提言を行なうなどその職務を適切に果たしていただいております。当社における監査機能の充実を図るために適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	286株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p>新任</p> <p>やま だ ひで あき 山田 秀明 (昭和31年5月19日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 平成17年9月 当社監査室長 平成20年4月 当社総務部統括部長 平成21年6月 (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現(株)GSユアサ)執行役員 平成22年6月 当社コーポレート室経営戦略担当部長(現任) (株)GSユアサ経営戦略室長(現任) 平成26年6月 同社常務執行役員(現任) 平成28年10月 (株)GSユアサ エナジー監査役(現任) [重要な兼職の状況] (株)GSユアサ エナジー監査役</p> <p>【監査役候補者とした理由】 山田秀明氏は、事業部門における営業および企画の業務経験に加え、総務部、経営戦略などの管理部門や子会社監査の業務を経験し、当社の経営、管理全般に関する豊富な識見を有しております。これらの経験と識見から、取締役会や業務執行に対する監査機能のさらなる充実が図れるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>	8,380株
4	<p>新任</p> <p>社外 独立</p> <p>ふじ い つかさ 藤井 司 (昭和32年8月16日生)</p>	<p>昭和61年4月 弁護士登録 植原敬一法律事務所入所 平成3年4月 辰野・尾崎・藤井法律事務所開業パートナー(現任) 平成19年4月 関西学院大学法科大学院非常勤講師(現任) 平成26年9月 枚方市建築審査会委員(会長)(現任) 平成29年1月 大阪地方裁判所鑑定委員(借地非訟関係)(現任) [重要な兼職の状況] 辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 藤井 司氏は、弁護士として培われた幅広い経験と企業法務に係る高い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能のさらなる充実を図ることが期待できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。</p>	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 落合伸二氏、大原克哉氏、藤井 司氏の各氏は、社外監査役候補者であります。
監査役候補者 落合伸二氏は、当社の取引先である中央三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) および同行の親会社である中央三井トラスト・ホールディングス(株) (現 三井住友トラスト・ホールディングス(株)) の業務執行者であったことがありますが、平成22年6月および平成25年6月にそれぞれ退任しており、監査役としての職務遂行にあたり経営執行者からの制約を受けるような関係は一切ございません。
監査役候補者 大原克哉氏は、当社の取引先である(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者であったことがありますが、平成23年6月に退任しており、監査役としての職務遂行にあたり経営執行者からの制約を受けるような関係は一切ございません。
3. 監査役候補者 落合伸二氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 監査役候補者 大原克哉氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 監査役候補者 藤井 司氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款第38条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 藤井 司氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成25年6月27日開催の第9期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 瀧本慎吾氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>新任</p> <p>社外 独立</p> <p>なかくぼ みつ あき 中久保 満 昭 (昭和41年11月24日生)</p>	<p>平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)</p> <p>平成13年4月 あさひ法律事務所パートナー(現任)</p> <p>平成19年6月 当社買収防衛策導入に伴う企業価値評価委員会委員(現任)</p> <p>平成20年4月 第二東京弁護士会常議員</p> <p>平成27年6月 日機装(株)社外監査役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>あさひ法律事務所 弁護士</p> <p>日機装(株)社外監査役</p>	0株
	<p>【補欠監査役候補者とした理由】</p> <p>中久保満昭氏は、弁護士として企業法務全般にわたり広く活躍されており、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに係る高い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能のさらなる充実を図ることが期待できると判断し、新たに補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>	

- (注) 1. 補欠監査役候補者 中久保満昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中久保満昭氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
3. 中久保満昭氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、当社定款第38条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 中久保満昭氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役12名に対し、当期の業績等を勘案して総額23百万円以内（うち、社外取締役 1名 1百万円以内）の賞与を支給いたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

本議案は、新たに取締役（社外取締役を除く。以下も同様とする。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、後記「2. 本制度における報酬等の額および内容等」の範囲内で取締役会の決議にご一任願いたく存じます。

1. 提案の内容および理由

本制度は、当社の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益およびリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社といたしましては導入は相当であると考えております。

具体的には、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額総額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を当社の取締役に対して支給することといたしたいと存じます。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の取得を行ない、取締役に対して、取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託期間

本信託の信託期間は、平成29年8月（予定）から平成31年8月（予定）までの2年間といたします。

なお、信託期間の満了時において、取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含む。以下も同様とする。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金を、本定時株主総会で承認された上限額の範囲内で拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続、信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(4)①のポイントの付与および後記(4)②の当社株式の交付を継続いたします。

ただし、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 当社が拠出する金銭の上限

取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中（2年間）に、金80百万円（1年につき金40百万円）を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

なお、信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に金40百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(4) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に對するポイントの付与方法およびその上限

取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位や直前に終了する事業年度の業績に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり108,000ポイントを上限といたします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(5)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数といたします。

ただし、当社株式について、株式分割や株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行なうことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率や併合比率等に応じて、合理的な調整を行ないます。

(5) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(4)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行なうことにより、本信託から行なわれます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(6) 議決権行使

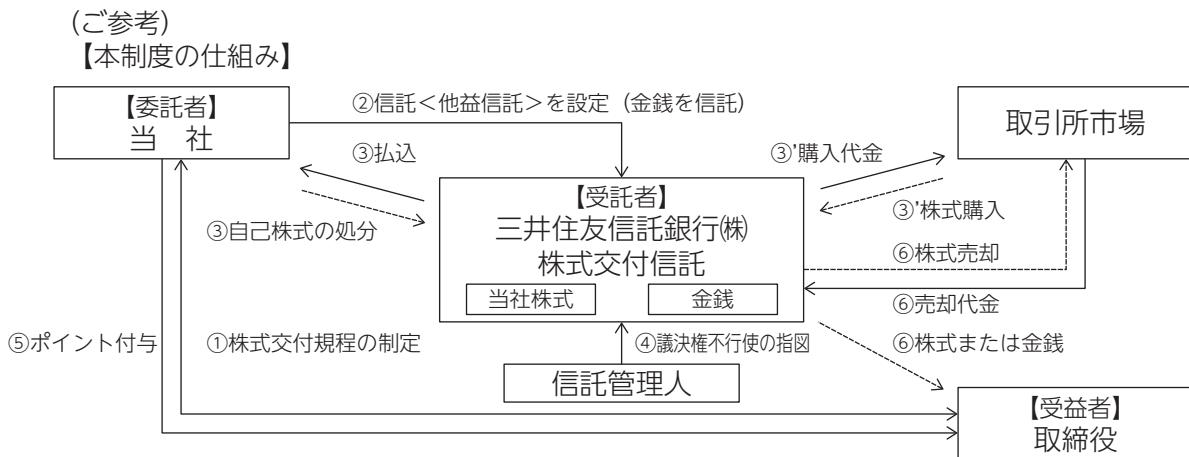
本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人が受託者に対して議決権不行使の指図を行ない、受託者は、かかる指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。



- ①当社は取締役（社外取締役を除く。以下も同様とする。）を対象とする株式交付規程を制定いたします。
- ②当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定いたします。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた範囲内の金額といたします。）を信託いたします。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得いたします（自己株式の処分による方法や、取引所市場から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者といたします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行ない、受託者は、かかる指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与いたします。
- ⑥株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

【本信託の概要】

名称：役員向け株式交付信託

委託者：当社

受託者：三井住友信託銀行(株)

受益者：取締役のうち一定の要件を満たす者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定（予定）

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約の締結日：平成29年8月（予定）

金銭を信託する日：平成29年8月（予定）

信託の期間：平成29年8月（予定）～平成31年8月（予定）

以上

株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



1. JR西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「--->」のとおりです。
(所要時間約8分)
2. JR西大路駅を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。